専決処分(南風原町情報公開条例の一部を改正する条例)の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、南風原町情報公開条例(平成13年南風原町条例第17号)の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成27年4月27日提出

南風原町長 城 間 俊 安

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき南風原町情報公開条例(平成13年南風原町条例第17号)の一部を改正する条例(別紙)を下記の理由により専決処分する。

平成27年3月31日

南風原町長 城 間 俊 安

(専決処分した理由)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)の施行に伴い、南風原町情報公開条例の規定についても、平成27年4月1日から施行するために改正が必要であるため専決処分する。

南風原町条例第 io 号

南風原町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

南風原町長 光闪发第一

南風原町情報公開条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

南風原町情報公開条例の一部を改正する条例

南風原町情報公開条例(平成13年南風原町条例第17号)の一部を次のように改正する。 第7条第2号オ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を 「行政執行法人」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。